（会員商品取引所と株式会社商品取引所とが新設合併する場合の法務省令の適用）

第六十条の十二　会員商品取引所と株式会社商品取引所とが新設合併をする場合における会社計算規則第十一条及び第二編第三章第六節第二款の規定の適用については、同令第四十七条第一項中「株主資本等」とあるのは「会員資本及び株主資本等」と、「資本金、資本剰余金及び利益剰余金の額の各合計額」とあるのは「出資金及び資本金、加入金及び資本剰余金並びに法定準備金及び利益剰余金の額の各合計額」と、「その他資本剰余金（」とあるのは「資本剰余金及びその他資本剰余金（」と、同条第二項中「資本金及び資本剰余金」とあるのは「出資金、加入金及び資本剰余金又は資本金及び資本剰余金」と、「その他資本剰余金の額」とあるのは「資本剰余金又はその他資本剰余金」と、「利益剰余金の額を」とあるのは「法定準備金及び利益剰余金又は利益剰余金の額を」と、「その他利益剰余金の額」とあるのは「利益剰余金又はその他利益剰余金の額」とする。

第六十一条第一号中「申請が」の下に「会員商品取引所の」を加え、同号ハ中「又は株主総会」を削り、同号ニ中「商品取引所の会員等」を「会員商品取引所の会員」に改め、「会員商品取引所にあっては、」を削り、同号ホを削り、同号ヘ中「会員等」を「会員」に改め、「並びに第二十八条第一項第五号イ及びロ」を削り、同号ヘを同号ホとし、同号ト中「商品取引所の会員等」を「会員商品取引所の会員」に改め、同号トを同号ヘとし、同号チ中「会員等」を「会員」に改め、同号チを同号トとし、同号リを同号チとし、同号ヌを同号リとし、同号ルを同号ヌとし、同条第二号中「申請が」の下に「会員商品取引所の」を加え、同号ハ中「又は株主総会」を削り、同号ニ中「会員等」を「会員」に改め、同条第三号中「若しくは株式会社商品取引所としての存続期間の廃止若しくは変更又は商品市場の開設期限の廃止若しくは」を「、会員商品取引所の商品市場の開設期限又は会員商品取引所が定款で定める範囲変更期間（法第十一条第四項に規定する範囲変更期間をいう。）の廃止又は」に改め、同号ハ中「又は株主総会」を削る。

第六十二条を次のように改める。

（業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程の変更認可の申請書の添付書類）

第六十二条　法第百五十六条第二項の主務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　変更の申請が株式会社商品取引所の商品市場の開設に係る場合　次に掲げる書面

イ　変更の理由を記載した書面

ロ　新旧条文の対照表

ハ　定款その他の規則で定める変更の手続を完了したことを証する書面

ニ　新たに開設しようとする商品市場ごとに当該商品市場を開設しようとする株式会社商品取引所の取引参加者であって当該商品市場において取引をしようとするもの及び当該株式会社商品取引所の取引参加者になろうとする者であって当該商品市場において取引をしようとするものの合計数が二十人以上であることを証する書面

ホ　ニに規定する取引参加者及び取引参加者になろうとする者の過半数の者が当該商品市場について第二十八条第一項第五号イ又はロに定める者に該当することを誓約する書面

ヘ　当該株式会社商品取引所の取引参加者になろうとする者であって当該商品市場において取引をしようとするものが法第十五条第二項第一号イからヲまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ト　新たに開設しようとする一以上の商品市場において法第百五条第一号に掲げる方法により決済を行う場合にあっては、認可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成したニに規定する取引参加者及び取引参加者になろうとする者の純資産額に関する調書

チ　新たに開設しようとする商品市場における開設後一年間の先物取引の取引量の見込みを記載した書面

リ　上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあっては、上場商品構成物品を一の商品市場で取引をすることが適当である旨を明らかにすることができる書面

ヌ　二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開設しようとする場合にあっては、当該二以上の商品指数の対象となる物品の大部分が共通していることを明らかにすることができる書面

二　変更の申請が株式会社商品取引所の商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（廃止又は範囲の縮小を除く。以下この号において同じ。）又は取引の種類の変更に係る場合　次に掲げる書面

イ　変更の理由を記載した書面

ロ　新旧条文の対照表

ハ　定款その他の規則で定める変更の手続を完了したことを証する書面

ニ　当該変更に係る商品市場において法第百五条第一号に掲げる方法により決済を行っている場合であって、当該商品市場において取引をする取引参加者の純資産額の最低額を変更した場合にあっては、認可の申請の日前三十日以内に様式第一号により作成した取引参加者の純資産額に関する調書

ホ　当該変更に係る商品市場における変更後一年間の先物取引の取引量の見込みを記載した書面

ヘ　上場商品の範囲の変更の場合にあっては、二以上の上場商品構成物品を一の商品市場で取引をすることが適当である旨を明らかにすることができる書面

ト　二以上の商品指数を一の上場商品指数とする上場商品指数の範囲の変更の場合にあっては、当該二以上の商品指数の対象となる物品の大部分が共通している旨を明らかにすることができる書面

三　株式会社商品取引所としての存続期間、株式会社商品取引所の商品市場の開設期限又は株式会社商品取引所が業務規程で定める範囲変更期間（法第百二条第三項に規定する範囲変更期間をいう。）の廃止又は変更に係る場合　次に掲げる書面

イ　変更の理由を記載した書面

ロ　新旧条文の対照表

ハ　定款その他の規則で定める変更の手続を完了したことを証する書面

ニ　当該変更に係る商品市場における変更後一年間の先物取引の取引量の見込みを記載した書面

四　前三号に掲げる場合以外の場合　次に掲げる書面

イ　変更の理由を記載した書面

ロ　新旧条文の対照表

ハ　定款その他の規則で定める変更の手続を完了したことを証する書面

第百七条第七号を次のように改める。

七　商品取引所の上場商品構成物品等（当該上場商品構成物品等の主たる原料若しくは材料となっている物又は当該上場商品構成物品等を主たる原料若しくは材料とする物で商品取引所の定款又は業務規程で定めるものを含む。以下この号において同じ。）の売買等を業として行っている者（その者が行おうとする取引が、その者が売買等を業として行っている上場商品構成物品等に係るものである場合に限る。）

第百十七条第一項第一号中「第九十一条」を「第五十九条」に改める。

第百七十五条第一項第一号中「除く」の下に「。以下この号及び次号において同じ」を、「限る。」の下に「、法第百五十六条第一項本文の認可（上場商品又は上場商品指数の変更に係るものに限る。）を加え、同項第二号中「（廃止又は範囲の縮小を除く。）」を削り、「第百五十六条第一項の認可」を「第百五十六条第一項本文の認可（上場商品又は上場商品指数の変更に係るものを除く。）」に改める。

様式第一号を次のように改める。